

※ 処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
申告年月日	年	月	日	
この申告の基礎	法人税の平成	年	月	日
の修正・更正	決定	再更正	による。	
従前の事業種目				
資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円			
資本金等の額				

受付印

平成 年 月 日

殿

※ 処理事項

所在地	この申告の基礎	
(本県が支庁等の場合は本庁所在地と併記)	法人税の平成	年 月 日
(電話)	の修正・更正	決定 再更正 による。
従前の事業種目		
資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円	
資本金等の額		
清算人自署押印	経理責任者自署押印	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

事業税

摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得金額総額 ③②	兆 十億 百万 千 円		
年400万円以下の金額 ③③		000	兆 十億 百万 千 円 00
年400万円を超え年800万円以下の金額 ③④		000	00
年800万円を超える金額 ③⑤		000	00
計 ③③+③④+③⑤ ③⑥		000	00
軽減税率不適用法人の金額 ③⑦		000	00
付加価値額総額 ③⑧			
付加価値額 ③⑨		000	兆 十億 百万 千 円 00
収入金額総額 ④①			
収入金額 ④②		000	兆 十億 百万 千 円 00
合計事業税額 ③⑥+③⑨+④②又は③⑦+③⑨+④② ④③			00
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④④			00
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部配に係る事業税額 ④⑤			00
この申告により納付すべき事業税額 ④③-④④-④⑤ ④⑥			00
④⑥の内訳			
所得割 ④⑦	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割 ④⑧	00
収入割 ④⑨	00		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30)) ④⑩	兆 十億 百万 千 円		
損金の額に算入した所得税額 ④⑪			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ④⑫			
仮計 ④⑬+④⑭-④⑮ ④⑯			
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額 ④⑰			
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 ④⑱			
所得金額差引計 ④⑯-④⑰-④⑱ ④⑲			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ④⑳			
当期において残余財産の一部を分配した日	平成 年 月 日		
法人税の申告書の種類	青色・その他		
利子割額の計算	利子割額(控除されるべき額) ④㉑	兆 十億 百万 千 円	
	控除した金額(④-⑨と④㉑のうち少ない額) ④㉒		
	控除しきれなかった金額④㉑-④㉒ ④㉓		

(用途秘匿金額等)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	
法人税法の規定によって計算した法人税額																													
法人税法第68条(同法第14条を含む)の規定による所得税額の控除額																													
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額																													
当期中の残余財産の一部配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額																													
還付法人税額等の控除額																													
課税標準となる法人税額 ①+②+③+④-⑤						000																							
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額																													
法人税割額(⑥又は⑦×100)																													
外国の法人税等の額の控除額																													
利子割額の控除額(控除した金額⑩)																													
差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩											00																		
既に納付の確定した当期分の法人税割額												00																	
当期中の残余財産の一部配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額													000																
⑬×100														00															
この申告により納付すべき法人税割額 ①-⑫-⑭																													
均等割額																													
既に納付の確定した当期分の均等割額																													
この申告により納付すべき均等割額⑰-⑱																													
この申告により納付すべき道府県民税額⑰+⑱																													
特別区分の課税標準額																													
東 京 都 の ⑧ の 計 算																													
同上に対する税額 ⑲×100																													
市町村分の課税標準額																													
同上に対する税額 ⑳×100																													
⑬のうち特別区分																													
同上に対する税額 ㉑×100																													
⑬のうち市町村分																													
同上に対する税額 ㉒×100																													

道府県民税

関与税理士 署名押印 (電話)